

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

国際金融等勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠して作成しております。

なお、本財務諸表は国際協力銀行法(平成 11 年法律第 35 号)第 41 条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、第 4 期中間会計期間(平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日までの国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

4. 当中間財務諸表は最初に作成したものですので、前中間会計期間との対比は行っておりません。

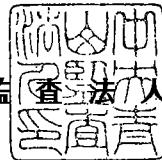
中間監査報告書

平成14年12月25日

国際協力銀行

総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員

公認会計士

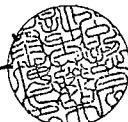
細野 康弘



代表社員
関与社員

公認会計士

藤井泰博



代表社員
関与社員

公認会計士

佐々木貴之



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について国際協力銀行における国際金融等勘定の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が国際協力銀行における国際金融等勘定の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

①国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)	第3期末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
現 金 預 け 金	801,631	7.02	403,110	3.35	
有 価 証 券	-	-	1,599	0.01	
貸 出 金	9,993,049	87.52	11,003,074	91.35	
そ の 他 資 産	195,972	1.72	230,545	1.92	
動 産 不 動 産	21,071	0.18	21,576	0.18	
債 券 繰 延 資 産	2,594	0.02	2,573	0.02	
支 払 承 諾 見 返	577,340	5.06	574,763	4.77	
貸 倒 引 当 金	△ 173,279	△ 1.52	△ 191,142	△ 1.59	
投 資 損 失 引 当 金	-	-	△ 1,119	△ 0.01	
資 产 の 部 合 計	11,418,379	100.00	12,044,980	100.00	

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)	第3期末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
債 借 用 金	1,641,049	14.37	1,562,696	12.98	
そ の 他 負 債	7,280,775	63.76	7,574,648	62.89	
賞 与 引 当 金	385,987	3.38	762,200	6.33	
退 職 給 付 引 当 金	510	0.00	369	0.00	
支 払 承 諾	9,954	0.09	9,934	0.08	
負 債 の 部 合 計	577,340	5.06	574,763	4.77	
負 債 の 部 合 計	9,895,617	86.66	10,484,613	87.05	
資 本 本 金			985,500	8.18	
国際金融等勘定資本金			985,500		
そ の 他 の 剰 余 金	※11		574,867	4.77	
国際金融等勘定準備金			564,230		
当 期 未 处 分 利 益			10,636		
資 本 の 部 合 計			1,560,367	12.95	
資 本 本 金	985,500	8.63			
利 益 剰 余 金	985,500				
国際金融等勘定資本金	537,261	4.71			
利 益 剰 余 金	608,336				
国際金融等勘定準備金	71,074				
中 間 未 处 理 損 失					
資 本 の 部 合 計	1,522,761	13.34			
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	11,418,379	100.00	12,044,980	100.00	

②国際金融等勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		第4期中間会計期間 損益計算書 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日		第3期 要約損益計算書 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日	
	金 額	百分比(%)			金 額	百分比(%)
経 常 収 益	162,347	100.00			442,268	100.00
資 金 運 用 収 益	159,515				435,177	
(うち貸出金利息)	(147,784)				(425,866)	
役 務 取 引 等 収 益	2,753				5,681	
そ の 他 業 務 収 益	-				1,308	
そ の 他 経 常 収 益	79				99	
経 常 費 用	127,919	78.79			325,620	73.63
資 金 調 達 費 用	116,840				305,301	
役 務 取 引 等 費 用	497				2,506	
そ の 他 業 務 費 用	2,377				866	
営 業 経 費 ※1	7,852				16,378	
そ の 他 経 常 費 用	351				568	
経 常 利 益	34,428	21.21			116,647	26.37
特 别 利 益	11,284	6.95			4,617	1.04
特 別 損 失	39,212	24.15			39	0.00
円 借 款 関 連 損 失 ※2	39,188				-	
そ の 他	24				39	
中 間 (当 期) 純 利 益	6,500	4.01			121,225	27.41
前 期 繰 越 損 失	77,574				110,588	
特 別 勘 定 積 立 金 取 崩 額 ※3		-			5,435	
特 別 勘 定 の 精 算 に 伴 う 国 庫 納 付 ※3		-			△ 5,435	
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益 (△は中間未処理損失)		△ 71,074			10,636	

③国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第4期中間会計期間 自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間(当期)純利益		6,500	121,225
減価償却費		556	1,232
貸倒引当金の増加額		△ 17,863	△ 5,855
投資損失引当金の増加額		△ 1,119	78
賞与引当金の増加額		141	369
退職給付引当金の増加額		19	305
資金運用収益		△ 150,102	△ 435,177
資金調達費用		116,840	305,301
有価証券関連損益(△)		1,471	-
為替差損益(△)		△ 4,341	△ 10,466
動産不動産処分損益(△)		22	35
貸出金の純増(△)減		613,127	321,382
債券の純増減(△)		138,700	71,522
借用金の純増減(△)		△ 293,873	△ 456,952
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減		△ 402,499	△ 76,372
買現先勘定の純増(△)減		-	105,418
資金運用による収入		150,637	460,681
資金調達による支出		△ 113,636	△ 353,806
その他		△ 2,710	△ 13,630
営業活動によるキャッシュ・フロー		41,869	35,290
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
動産不動産の取得による支出		△ 86	△ 816
動産不動産の売却による収入		13	22
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 73	△ 793
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付の支払額		△ 23,165	△ 46,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 23,165	△ 46,314
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0
V. 現金及び現金同等物の増減額		18,630	△ 11,817
VI. 現金及び現金同等物の期首残高		4,821	16,639
VII. 現金及び現金同等物の期末残高		23,451	4,821

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
1. 勘定の区分および会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しています。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法によっています。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法によってあります。	同 左
4. 固定資産の減価償却方法	(1)動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2)ソフトウェア 自社使用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	同 左
5. 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証	(1)貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証

	第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
	<p>による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,160百万円です。</p>	<p>による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,540百万円です。</p>
	(2) 投資損失引当金	時価のない有価証券に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金	賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
		賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。
	(4) 退職給付引当金	賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
		賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。
	(4) 退職給付引当金	当行は、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。
		数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。
		また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。
7. ヘッジ会計の方 法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券	同 左

	第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
	<p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p>	同 左
8.消費税等の会計処理	当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
9.(中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

(追加情報)

第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>從来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて、先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時ににおける元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>	<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>從来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりますが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて、先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時ににおける元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>
	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、從来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15)により、当会計年度から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>なお、この変更により、「その他負債」中未払費用が369百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 4 期中間会計期間末 平成 14 年 9 月 30 日	第 3 期末 平成 14 年 3 月 31 日
<p>1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,641 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2 . 貸出金のうち、延滞債権額は 230,847 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3 . 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 34,328 百万円であります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 286,012 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 553,829 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスクケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が</p>	<p>1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,641 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2 . 貸出金のうち、延滞債権額は 310,446 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3 . 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 39,044 百万円であります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 172,754 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 524,887 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスクケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が</p>

第4期中間会計期間末 平成14年9月30日	第3期末 平成14年3月31日
<p>継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記1．から5．に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成14年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、424,533百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978年のUNCTAD(国連貿易開発会議)のTDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国の中、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されています。したがって、本行は、HIPCsイニシアティブ適格国向け債権(平成13年度末時点の元本残高は26,967百万円)について、原則として、国際機関との間での経済改革プログラム等の合意及びパリクラブでのHIPCsイニシアティブ適用にかかる合意が完了している国を要注意先、それ以外の国を破綻懸念先に区分した上で、上記1．から5．に掲げた定義に基づいて債権額の開示を行っています。なお、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)の拡充により対処することとしているため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されることになります。</p>	<p>継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記1．から5．に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成13年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、430,269百万円となっています。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国の中、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されています。したがって、本行は、HIPCsイニシアティブ適格国向け債権(平成13年度末時点の元本残高は26,967百万円)について、原則として、国際機関との間での経済改革プログラム等の合意及びパリクラブでのHIPCsイニシアティブ適用にかかる合意が完了している国を要注意先、それ以外の国を破綻懸念先に区分した上で、上記1．から5．に掲げた定義に基づいて債権額の開示を行っています。なお、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)の拡充により対処することとしているため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されることになります。</p>

第 4 期中間会計期間末 平成 14 年 9 月 30 日	第 3 期末 平成 14 年 3 月 31 日
8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,774,707 百万円であります。	8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 2,072,688 百万円であります。
9 . ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 268,558 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 285,451 百万円であります。	9 . ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 346,221 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 377,303 百万円であります。
10 . 動産不動産の減価償却累計額 12,347 百万円	10 . 動産不動産の減価償却累計額 12,018 百万円
11 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を積立ててあります。	11 . その他の剰余金について 同 左
12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 3,737 百万円を資産計上しております。	12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 24,677 百万円を資産計上しております。
<hr/>	
<hr/>	

(中間損益計算書関係)

第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物・動産</td><td style="width: 70%;">492百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64百万円</td></tr> </table> <p>2. 我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978年のUNCTAD(国連貿易開発会議)のTDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国の中、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されました。</p> <p>ところが、平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB無償およびHIPCs無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に政府の債務救済の手法が変更されました。このため、TDB無償対象債権については、TDB無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs無償対象債権のうち、拡大HIPCsイニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大HIPCsイニシアティブの適用が確定していない債権については100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>	建物・動産	492百万円	その他	64百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物・動産</td><td style="width: 70%;">1,139百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>93百万円</td></tr> </table>	建物・動産	1,139百万円	その他	93百万円
建物・動産	492百万円								
その他	64百万円								
建物・動産	1,139百万円								
その他	93百万円								

第4期中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
	<p>3. 当行は、国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和46年法律第45号）第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令を廃止する政令（平成13年政令第283号）第2条の規定に基づき、廃止前の国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令（昭和46年政令第123号）第1項の規定に基づく積立金5,435百万円と、国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第4条の規定に基づく国際金融等勘定特別勘定において平成13年4月1日から平成13年9月25日の間に生じた利益に相当する金額0百万円を合わせた5,435百万円を、平成13年9月26日に国庫に納付しました。</p>

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間会計期間	第3期
自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成14年9月30日現在	平成14年3月31日現在
現金預け金勘定 801,631百万円	現金預け金勘定 403,110百万円
当座預け金(日銀を除く)・普通預け金・定期性預け金 778,180百万円	当座預け金(日銀を除く)・普通預け金・定期性預け金 398,288百万円
現金及び現金同等物 23,451百万円	現金及び現金同等物 4,821百万円

(リース取引関係)

第4期中間会計期間	第3期
自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 8百万円 1年超 2百万円 合計 11百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 14百万円 1年超 6百万円 合計 20百万円

(有価証券関係)

I 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年9月30日現在)
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額 (平成14年9月30日現在)
該当ありません。

II 前会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成14年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成14年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	1,599
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	-
非上場外国株式	1,599
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	-

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成14年3月31日現在）
該当ありません。

(金銭の信託関係)

当中間会計期間末（平成14年9月30日現在）
該当ありません。

前会計年度末（平成14年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

当中間会計期間末（平成14年9月30日現在）
該当ありません。

前会計年度末（平成14年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

I. 当中間会計期間末（平成14年9月30日現在）

(1)金利関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,669,319	23,001	

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間会計期間末に引直しを行い、その損益を中間損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店頭	為替予約 通貨オプション	-

(3)株式関連取引

該当ありません。

(4)債券関連取引

該当ありません。

(5)商品関連取引

該当ありません。

(6)クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

II. 前会計年度末（平成14年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

本行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

本行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

① 信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

② 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 上記リスクに対する本行の対応について

① 信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

② 市場リスク

本行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額(平成14年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	17,629	899
通貨スワップ	50,909	4,329
先物外国為替予約	10	0
その他金融派生商品取引	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 3,028
合 計	68,549	2,200

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成14年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	5,071,727	△ 377,490	

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店頭	為替予約 通貨オプション	-

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

該当ありません。

前会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

該当ありません。

(2) その他

該当ありません。